

令和7年 No25

○国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の
制定

改正理由

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正に伴う改正漏れによる形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年3月5日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第7号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の
一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （開示請求の受付） 第47条 本学が保有する個人情報について、個人情報保護法第76条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部総務課（以下「総務課」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 （1）・（2） 〔省略〕 （3）個人情報保護法第89条に規定する開示請求手数料は、政令第27条の規定を準用するものとする。 （4） 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年3月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （開示請求の受付） 第47条 本学が保有する個人情報について、個人情報保護法第76条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部総務課（以下「総務課」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。 （1）・（2） 〔省略〕 （3）個人情報保護法第89条に規定する開示請求手数料は、政令第26条の規定を準用するものとする。 （4） 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕